

医療法人社団 誠仁会
訪問介護ステーション北大通り 運営規定

第1条 (事業の目的)

医療法人社団誠仁会が開設する医療法人社団誠仁会訪問介護ステーション北大通り(以下、「事業所」という。)が行う訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という)が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスを提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人社団誠仁会 訪問介護ステーション 北大通り
- 二 所在地 札幌市北区北 23 条西4丁目2-23 プレイス 24

第4条 (職員の職種、員数および職務内容)

事業所に勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。

二 サービス提供責任者 2名(常勤)

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

三 訪問介護員等 8名(常勤1名・非常勤7名)

訪問介護員は、訪問介護の提供にあたる。

第5条 (営業日および営業時間)

事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日 ただし、12月30日から1月3日を除く

二 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

ただし利用者の希望に応じて時間外のサービスを行うことがある。

第6条 (訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの提供方法、内容および利用料等)

訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの提供方法および内容は次のとおりとし、訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスを提供した場合の利用料の額は、重要事項に定めるものとし当該訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額とする。

- 一 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴(清拭)介助、着替介助、体位交換、通院介助、等
 - 二 生活介助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取、等
 - 三 通院等乗降介助 通院等のために、従業者が自ら運転する車両への乗車・降車の介助を行うとともに、屋内外での移動の介護、受診手続き等の介助等を行う。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- ① 事業所の実施地域を超える地点から、片道 10 キロメートル未満 500 円
 - ② 事業所の実施地域を超える地点から、片道 10 キロメートル以上 1,000 円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第7条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、札幌市全域とする。

第8条 (緊急時等における対応方法)

訪問介護員等は、訪問介護[札幌市訪問介護相当型サービス]を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 訪問介護[札幌市訪問介護相当型サービス]の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

第9条 (苦情処理)

訪問介護[札幌市訪問介護相当型サービス]の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

第10条 (その他運営についての留意事項)

指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団誠仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第11条 (虐待防止に関する事項)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的にも実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

第12条 (身体拘束に関する事項)

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録するものとする。

第13条 (業務継続計画の算定等)

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を算定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的にも実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附則 この規程は、令和元年(2019年)5月16日から施行する。
この規程は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。